**平成２７年（フ）第３２７号**
岐阜市高田３丁目16番２号
債務者　笠井　勇男
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１５２号**
三重県鈴鹿市算所２丁目９番19号　グリーンフォレスト３－Ｃ
債務者　金谷　敦史
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１５９号**
三重県津市芸濃町北神山406番地１
債務者　堀　　理江（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第２６７号**
大津市萱野浦２番30号　ゼファー303号
債務者　桑島　晃子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２８８号**
大津市桜野町１丁目15番４号　コーポ協和301
債務者　橋本　薫代（旧姓岩澤）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２９５号**
滋賀県栗東市下鈎1099番地
債務者　川那辺　論
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２９９号**
大津市坂本７丁目13番22号、前住所大津市唐崎４丁目15番19号
債務者　原田ふみ枝
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第３８号**
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地52
債務者　玉置麻由美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２７年（フ）第６８４号**
堺市南区竹城台１丁２番11―106、住民票上の住所堺市南区高倉台２丁36番４号
債務者　井倉　　崇
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７９８号**
堺市南区桃山台１丁３番29―202号
債務者　井本　勇一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８０６号**
堺市西区浜寺船尾町東４丁27番地　マンションヤマニシ203号、前住所大阪市住吉区山之内４丁目８番５―506号
債務者　大野　孝惠
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８４６号**
堺市北区新金岡町３丁５番15―308号
債務者　北山　友子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８４７号**
堺市北区新金岡町３丁５番15―308号
債務者　北山　和枝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第３３号**
兵庫県加西市野田町400番地
債務者　山本　吉光
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２７年（フ）第４１号**
兵庫県小野市黍田町614番地の２
債務者　石井　　亮
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２７年（フ）第５３号**
兵庫県西脇市合山町834番地の31　調２－３
債務者　謝　　勇志
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２７年（フ）第６９３号**
広島県東広島市河内町中河内698番地
債務者　山﨑　将洋
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６２号**
山口県下関市竹崎町１丁目２番11号、前住所山口県下関市川中豊町５丁目８番15号
債務者　濵松　靖子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係